平成２９年（フ）第５１号
熊本県水俣市栄町１丁目６番１号　プロスパビル202号
債務者　長友　金年
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１７５３号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番８号
債務者　玉井　眞一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田　紀仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４７号
大阪市浪速区塩草３丁目９番27―302号
債務者　七里　詠一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４２号
山形県天童市小関２丁目６番24号
債務者　山本　幸枝
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５５号
北九州市八幡西区熊西１丁目14番１―111号
債務者　西田みどり
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７４号
北九州市小倉北区片野４丁目８番２―501号
債務者　嶋田あゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５９２号
（前住所）福岡県築上郡築上町大字東築城1020番地
債務者　藤本　典子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２号
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町132番地天神団地244号
債務者　林　　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１２００号
埼玉県川口市大字安行原225番地の３　五恵夢マンションⅢ―306号、旧住所埼玉県川口市大字石神1179番地　ロイヤルヒルズ302号
債務者　関　　隆雄
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０１号
埼玉県川口市大字安行原225番地の３　五恵夢マンションⅢ―306号、旧住所埼玉県川口市大字石神1179番地　ロイヤルヒルズ302号
債務者　関　　英子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区10棟305号、旧住所埼玉県春日部市増富267番地18
債務者　勝山えい子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
群馬県安中市板鼻2749番地１
債務者　早川　正雄
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９７９号
埼玉県川口市芝１丁目37番19号　アムールＫ＆ＭⅡ　103号室
債務者　中山　江梨
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５２号
さいたま市桜区大字上大久保655番地３　コーポ寿105号室
債務者　柳堀　有希
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１０号
埼玉県川口市大字小谷場1050番地　ジュネスあいふる102号、旧住所さいたま市桜区新開２丁目７番９号　レオパレスＳＨＩＢＩＲＡＫＩ　101
債務者　八島　雄次
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６１号
埼玉県川口市並木２丁目12番14号　むつみ荘７号
債務者　笹岡　慶穂
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係